

環境科学会年会 自然災害等への対応

1. 開催可否の判断について

(1) 判断の主体

実行委員会、年会委員会および事務局の意見を参考に、会長、総務理事、財務理事および年会担当理事のメール等での合議により決定する。ただし、以下の(2)a.に沿って判断できるものおよび速やかな判断が求められるものについては、上記のうち複数の理事による合議により決定できる。

(2) 判断の目安

- a. 開催地において台風や集中豪雨等による被害が予想される場合、
  - a-1. 開催日当日の朝 6 時の時点で「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合は、午前のプログラムは中止とする。
  - a-2. 開催日当日の朝 9 時の時点で「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合は、午後のプログラムは中止とする。
  - a-3. 朝 9 時以降に「暴風警報」または「大雨特別警報」が発令された場合は、その後のプログラムは中止とする。
  - a-4. なお、a-1～a-3 について開催地（開催校）における休校等の判断基準がある場合はその判断基準を考慮に入れる
- b. 開催地において地震や集中豪雨による被害が発生した場合、会場および周辺の状態、会場へのアクセスの状態を踏まえ、速やかに実施の可否を判断する。
- c. 台風の接近など参加予定者の多くが開催地への移動が困難となることが予想される場合、開催地への交通機関の運行状況を踏まえ、前日正午までに、実施の可否や一部地域の方のみ紙上発表という形にすること等を判断する。

2. 中止時の対応について

プログラムの一部中止あるいは全部中止双方の場合とも、研究発表は紙上発表として行われたものとして扱う。よって、事前に徴収した参加費は原則返金しない。なお、研究発表を行う者は参加登録をすることとなっているため、事前に支払いをしていない発表者については参加費を請求する。ただし、シンポジウム企画のオーガナイザー以外の登壇者のうち1～2ページ分の発表要旨を要旨集に掲載していない登壇者については、紙上発表を行ったとみなすことは難しいため参加費は不要とする。

交流会が中止となった場合は、会場のキャンセル料を確認したうえで、事前に徴収した金額のうち可能な範囲で払い戻しを行う。

3. 本対応方針の事前周知について

ホームページにおいて、別紙の文書によりあらかじめ周知しておく。

4. 判断後の周知について

ホームページへの掲載とともに、発表者や参加者（事前登録）宛にメールにて周知する。

以下は台風の接近が予想される場合の文面案。

会員（発表・参加予定者）各位

台風○号が日本列島に接近するとの予報が出ております。本学会としては、現段階では20○○年会を予定通り開催するための準備を進めております。しかしながら、万一の場合には、参加者の安全確保および混乱を避けるため、以下のような対応を取らせていただきます。以下で述べる「警報」は「○○県の市町村のいずれか」に「暴風警報または特別警報」が発令された場合を指します。

#### (1) 台風による被害等が予想される場合の対応

1日（あるいは半日）だけでも、可能な限り年会実施することを原則として、以下の基準で対応を決定します。

- ・○日午前6時の時点で警報が発令されている場合は、○日午前のプログラムは行いません。
- ・○日午前9時の時点で警報が発令されている場合は、○日午後のプログラムは行いません。
- ・○日午前9時以降に警報が発令された場合は、以降のプログラムは行いません。

#### (2) 中止決定および開催決定のご案内

- ・速やかにホームページにて告知します。

<http://www.ses.or.jp/>

ただし、不測の事態によりHPの更新が遅れることも想定されます。その場合には、上記に則り各自ご判断くださいますようよろしくお願い申し上げます。

- ・大会の中止または開催について、および、気象や交通の状況について、学会事務局や開催校に個別に問い合わせることはご遠慮ください。

#### (3) 大会の一部または全体を中止した場合、および大会自体は開催されたが交通機関の運休等により欠席・遅刻者が出た場合の対応

- ・中止になったプログラムあるいは年会全体については、延期や時間変更を行いません。
- ・実現しなかった研究発表については、紙上発表として「研究発表を行った」という扱いにします。
- ・セッション自体は開かれるものの、司会者および発表者の欠席・遅刻が避けられない場合には、セッションの枠内での発表順序の変更、代替りの司会者の選定を基本に、その場の状況を踏まえた柔軟な判断を行います。
- ・優秀発表賞応募者の中で発表ができなかった方が多数いる場合、審査を行わないことも検討します。
- ・中止の決定を下す時点で年会開催に伴う経費が発生しているため、年会参加費の払い戻しは行いません。なお、すべての発表者には参加登録をお願いしておりますので、事前に参加登録をしていない発表者には、参加費の支払いをお願いいたします。なお、シンポジウムの登壇者については、オーガナイザーにご確認ください。
- ・交流会参加費については払い戻しを検討しますが、キャンセル料のために全額は払い戻せない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・参加費をお支払いいただいた方で参加がかなわなかった方へは、学会事務局より講演要旨集を送付

します。

- ・上記のほか、後日決定が必要な事項についても、決定後に学会ホームページにて通知します。

最後に、みなさまが会場へ移動される際に起こるあらゆる事柄については、学会および開催校としては責任を負いかねますこと、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

公益社団法人 環境科学会 年会委員会